

出産育児一時金の拡充と妊婦健康診査の助成拡大を求める 意見書

出生率が低下し、少子化が進行する状況において、妊娠中も安心して過ごし、出産できる環境整備を進めることが求められている。

このような中、出産育児一時金については、平成18年10月から現行の35万円に増額されたが、来年1月からはさらに38万円に増額される予定である。

しかしながら、地域差があるものの、東京圏では50万円近い出産費用がかかるばかりか、中には入院2か月前に20万円から30万円の予約金を納めなければならない病院等もあるのが実情である。このため、経済的負担をなくし、安心して出産ができるよう、出産育児一時金の一層の拡充が必要である。また、本年8月、舛添厚生労働相は「妊産婦が病院にお金を払うのではなく、国から病院に自動的にお金が回る仕組みを考えたい」とも述べているが、このような支払いシステムの実現も求められている。

一方、妊婦健康診査については、安全な出産までに14回程度の受診が望ましいが、1回当たり5,000円から10,000円の費用がかかり、若年夫婦にとって経済的負担が重くなっている。このため、同厚生労働相は、妊婦健康診査についても最大14回まで財政措置を増やすことを検討する意向を示している。

よって、国におかれては、出産育児一時金の一層の拡充と過度な健診とならないよう配慮しながら、妊婦健康診査に係る助成措置の拡大を実現するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣